

## 「もう一つの日本型金融排除」

多胡秀人  
2016/10/21

ついに金融庁の金融行政方針(平成 28 年度)が公表されました。

昨年度は「自己中心から顧客本位のビジネスモデルへの大転換」という号砲となった金融行政方針ですが、本年度のキーワードの一つは「日本型金融排除」であり、金融庁はその実態把握を行うと言明しています。

金融機関サイドには「融資可能な貸出先が少なく、厳しい金利競争を強いられている」との主張があります。ところが、金融庁が昨秋から今春にかけて実施した企業ヒアリングでは、顧客企業サイドからは「金融機関は相変わらず担保・保証が無いと貸してくれない」との根強い声がありました。

両者のギャップの根底にあるものは、金融機関の「十分な担保・保証があるか」、「高い信用力があるか」等の企業財務に偏重した定型的な融資姿勢に他なりません。

「十分な担保・保証のある先や高い信用力のある先」以外に対する金融機関の取組みが十分でないために、企業価値の向上が実現できず、金融機関自身もビジネスチャンスを逃している状況を金融庁は「日本型金融排除」と称しています。

日本型金融排除の調査では、公的金融機関が民間だけではリスクをとりきれないが、支援に値する企業に対する応分のリスクテイクしているか、民間金融機関の活動を補完する役割を果たしているか、まで踏み込みます。民間金融機関だけでリスクをとれるところにまで低金利融資を展開する、補完機能を逸脱した公的金融機関の目に余る民業圧迫の実態も明らかにされるでしょう。

日本型金融排除の議論はかつての貸し渋りの話と基本的に大きな違いはありませんが、私はもう一つ、重大な金融排除があると考えています。

それは金融機関による地元顧客の事業への傍観者的対応に起因します。

すなわち、地域金融機関の場合、地域の人材と情報が集中しており、それを地域の事業者等の価値向上に活用できるよう、実質的な規制緩和が行われています(2003年6月のガイドライン)。

このガイドラインにより、地域金融機関は顧客の売上げを増やす本業支援活動が大手を振ってできるようになりました。

中小企業は売上げが増えれば増加運転資金が必要になります。さらには設備更新のための資金需要へとつながる可能性も夢ではありません。

「金融機関の支援による売上げ増加から発生した運転資金は、支援してくれた金融機関にお願いします」と中小企業経営者は口を揃えて言います。このような本業支援によりメインバンクが交代した事例もあります。

先にあげた金融機関の主張（「融資可能な貸出先が少なく、厳しい金利競争を強いられている」）には、このような視点が完全に欠落しているのです。

ここまでやっても「資金需要がない」と啖呵をきれる地域金融機関はいくつあるでしょうか。

これも間違いなく「日本型金融排除」だと思います。

(了)